

「田舎新報」の出現

——明治期大分の新聞研究Ⅱ——

春 田 国 男

明治一四年一二月一〇日、大分県下約千名ほどの人々は、次のような、極めて主情的な、書き手の感奮がそのままに伝わる文章を眼にすることになる。

余一日課定ノ教授ヲ畢リ寓居ニ歸リテ机ニ就ク乍チ家童ノ一朵紙ヲ投スルアリ採リテ之ヲ見ルニ即チ田舎新報ノ題字ニテ余ニ寄贈セルモノナリ手ヲ忙クシテ披閱ス……

この後続いて、この記事の作者はその「一朵紙」を「再讀三論」、「社説刊行ノ趣旨ヨリ表裏ノ雜報及ヒ廣告ノ諸表ニ至ル」まで読みふけつたと告げ、同時に思いを当時の世情に走らせた後で、最後に「祝詞ニ代ス時ニ明治十四年十二月一日也」と結んだ。冒頭に記された筆者の名は、「美作津山中学校教員 佐久間舜一郎」である。佐久間はかつて岡山県下で広く発行された「山陽新報」の記者であり、この時期津山の中学教員として教職についていた人物であった。この佐久間が感奮を持って接した紙面こそは、明治一四年一月二四日、それまでの「田舎新聞」に替わって登場した、「田舎新報」そのものである。大分における自由民権運動の推進力ともなった田舎新聞が、その命脈を突然絶つたのは、その年の六月のことであった。廃刊の原因がどこにあったかについては、まず第一に経済的理由が指摘できようが、それ以上に自由党・改進黨の結成を目前にし

たこの時期、地方における民権勢力の分裂が大きく影響したものと推測できる。しかし、新聞の説者はもとより、発行にたずさわった人々の、廃刊によるショックがどれほど大きかったかは、次の史料からもうかがえる。

新聞紙の世に裨益ある、今更之を説くを須いず諸君の知悉する所なり、我が中津の地曩に田舎新聞の発行ありしが、不幸にして社運否塞終に本年七月を以て、業を廃し社を解くに至る實に遺憾の極と云ふべし……

(明治一四年一〇月 新聞紙刷行広告)

他県においての忠実な田舎新聞読者であった先の佐久間も、次のように廃刊の衝撃を語っている。

田舎新聞ノ始テ紙朶ヲ江湖ニ翻シタルハ蓋シ明治九年ノ頃ニテ余當時岡山ノ師範学校ニ在リシヲ知友長野氏ヨリ始テ其初号ヲ寄贈セラレ家國ニシテ此舉アルヲ喜ヒシモ尋テ社ニ盛衰ノ運アリ未タ四年ニ満タスシテ休刊ノ事アルヲ聞キ始ノ喜ヒハ後ノ憾トナリ社員諸君ノ忍耐力ニ乏シク替起ノ輕倉ニ属スルヲ憂ヒシニ(後略)

田舎新聞が実際に果たした役割については、すでに本誌一五三号で考察したとおりである。したがって明治一四年末のこの時期、たとえその名称の一部を変更しようとも、世間一般の受取方は、田舎新報は田舎新聞の復刊であるとの認識がもつばらであった。しかし、創刊第一号の「発刊ノ趣旨」なる記事においては、以下のような、意外な発行意図が読者に示される。

本紙発行ノ目的ハ決シテ政黨組織ノ為ニ非ラスシテ殖産ヲ誘導シ工業ヲ奨励スルノ趣旨ナリ(中略)徒ラニ陳腐ノ政談ヲ筆シ笑ヲ江湖ニ遺サンヨリ寧ロ眼ヲ殖産工業ニ注カハ地方ニ益スル處少ナカラサル可シ(後略)

(明治一四年一月二四日号)

これからの新聞内容においては、これまでの田舎新聞の編集とは異なり、もっぱら地道な経済記事に徹する。浮ついた政談の季節はもはや過ぎ去ったものであり、従つて新聞の役割も、いま日本の国力の伸起に最も必要な経済中心のニュースを掲載して、大分の読者にアピールしたい。「発刊趣旨」はそのように宣言して、田舎新聞同様の「愛顧」を願いながら文を結んだ。田舎新報のこのような編集方針については、先の佐久間も、「工業殖産ヲ主トス云々ノ事ニ至リテハ余輩力最モ賛成スル所ニシテ地位ト時宜ヲ酌量シタル識見適應ノ事ト云ハザルヲ得ス」と同感の言葉を寄せ、さらに最後に、次のような注目すべき見解を述べた。

彼ノ小故ヲ誹議シ陰事ヲ摘発シ好テ定律ニ触レ務テ夢ヲ獄徭ニ求ムルカ如キハ志士ノ為ザル事ニシテ諸君モ亦必ス喜ハザル所ナルベシ

(明治一四年一月二〇日号)

民権のハ志士 \vee たる者は、もはや体制の枠内で行動すべきであり、決して理想・思想のみに殉じてはならない。時代はすでに、なにより \wedge 時宜 \vee を重んじる現実主義の段階に至つたのだと、地方の一知識人佐久間は田舎新報の姿勢に共鳴の言葉を寄せた。が、しかしそれよりわずかに五年前、「田舎新聞開社の祝詞」の中で、発行人村上田長は、新聞の目的は「数千百年ノ大夢ヲ攪破シ真面世界ノ開帳ハ此時ニ在リト意気張」つたものであると宣言し、わざわざカギカッコ付きで『罰金禁固ハ屁ト思ハヌニセヨ』と、その先鋭性を読者に知らしめた。そして実際にもその後の田舎新聞が、大分における自由民権運動の中心となり、数多くの民権論をその紙面上に展開した点は、すでに一五三号で概観したとおりである。しかしこの一四年、すでに一〇月一二日、その前日の政変を受けて明治二三年国会開設の詔勅が発表され、自由民権運動もそれまでの幅広い国民的高揚

から一転して、政党結成運動へとその質的転換を余儀なくされる状況へと変化した。そして早くもその六日後、自由党が結成され、板垣退助が総理に就任する。こうした日本社会の激動が、一地方新聞の性格を変え、その主張を変化させたことは、容易に想像がつく。前述の田舎新聞の宣言は、例えば発刊早々の田舎新聞における、編集長増田宋太郎の行動に象徴されるような、いわば民権志士の精神の時代はすでに過ぎ去っており、いまや日本社会は、政府とのできるかぎりの一体化の状況に入ったとの認識を、読者に明示したものであった。

2

欧米における自由民権思想が、日本社会にもたらしたものは、まばゆいばかりのその「開化性」にある。そしてそれが最も必要であり、最も緊急であると認識された部分こそ、個々人にかかわる世界すなわち国民の自由・権利の分野であった。それらの実現こそ、これからの日本政治の課題であり目的であると、明治七年の民権議院設立建白書の提出以来、民権陣営はそのようなスタンスの下に、明治政府との攻防を繰り返し、その間、新聞・演説等を最大限に利用しながら、広く国民へのアピールを展開した。田舎新聞の紙面も、もちろんそうした民権の論調で占められ、大分における自由民権思想の普及に大きな力を発揮した。例えば、明一一年五月六日の紙面には次のような言葉が登場する。

國家ノ獨立ヲ維持シ人民カ自由ヲ得テ天授ノ幸福ヲ受ケ鼓腹擊壤ヲ謠歌セント欲セハ民権ヲ擴張シ治法ヲ改良スルニ若クハナシ

あるいは、「政権ノ縮張ハ民権ノ屈伸ト相對シテ相悖ラズ」(同五月二七日)、「政府成立ノ其基盤ハ果シテ如何ト尋ヌル皆ナ人民盟約ヨリ出ヅルニ外ナラズ」(明一三年三月三十一日)等々、ルソーやスペンサーなどの自由思想そのままの、極めて高揚口調の論旨を次々と掲載した。そしてこれが最高調に達したのは、明一三年一月一七日の田舎新聞の報道、岡山県民権家たちの建言書文であり、「國會ノ開設ヲ懇望セサル何ソ奮テ民権ノ伸暢ヲ欣慕セサル」といった呼びかけであった。このような考

えの背後には、歴史的に初めて「國民」なるものの存在が正当に位置づけられようとしたこの明治初年、最も必要な政治思想こそ、國民・人民の権利保障であるという認識があつた点は、田舎新聞の社説や投書あるいは雑報といった記事中のいたる部分に見ることが出来る。

では、創刊の姿勢転換宣言に続いて、田舎新報は一体どのような論調を掲げたであろうか。第二号「活潑力ヲ論ス」(明一四年一月二六日)には、以後の展開を微妙に感受させるような、次のような言葉がつけられた。

今や眼ヲ放チテ坤輿ノ形態ヲ洞察セヨ實ニ博攘吞嚙弱肉強食ノ世ト謂フヘキナリ所謂仁義道德ヲ以テ國威ヲ伸張スルノ時ニ非サル也如此ノ世ニ處シテ國ノ獨立ヲ維持シ國ノ威光ヲ發揚セント欲セハ國民學ヲ活潑ノ氣風ニ富マサル可ラス何則活潑ナルモノハ民心ヲ鼓舞振起シ文明ヲ進歩セシムルニ欠ク可ラサルモノナリ

現時を「弱肉強食」の世界と認識することが、まず國民共通のものとならねばならない。そしてこの時期においては、ついで、二年前までの「仁義道德」の主張は明らかに無力である。今最も緊急の課題は日本の独立であり、國威の発揚であつて、國民が権利や自由をやみくもに要求することではない。いまや國民あげて、「我國ノ地位ヲシテ彼ノ欧米ト對峙シ又之ニ凌駕スルニ至ラン」と願うことこそ、すべての目的だと社説は主張した。このような論旨が、先に述べた田舎新聞の姿勢とは打って変わって、いわば明治政府が敷いたレールにすでに取り込まれたものであり、それまでの自由民権の路線からは著しく逸脱したものであつた点は、容易に読み取ることができよう。しかし、それでもこの紙面においては、「文明」や「民心」の語がなお至るところで見られ、まだ露骨には「國家優位」の思想が詠われてはいない。しかし、一月七日第五号の投書、「國權ノ張弛源ヲ兵力ニ有スル乎」において、「自己ノ獨立ヲ保チ外四隣ノ輕侮ヲ禦ガント欲セバ應機ノ準備ナカルベカラズ道德社会ニ在テハ道德ヲ行ヒ腕力社会ニ在テハ腕力ヲ行フ是レ人生処世ノ要訣ナリ」(四峰生)といった、ストレートな武力主

義をアピールしたあと、一二月一四日の田舎新報第七号は、かつての田舎新聞にはまったく見られなかった新しい主張の展開を試みた。

「兵力養成ノ急務」と題されたこの日の社説において、筆者はまず、当時の日本社会を次のように分析する。

現今我邦ノ状態ヲ觀察スルニ(中略)人民ハ日ヲ逐テ文弱ノ幣風ニ遷リ學士論者ノ論鋒又大ニ武力ヲ擯斥シ武人ヲ見ル「恰モ惡鬼ノ如ク一種無類ノ人ヲ以テ兵士ヲ見ルニ至ラシメタリ(中略)文運ノ擴張ハ實ニ賀スベシト雖モ其弊ヤ有為活発ノ精神ヲ失ヒ温和懦弱ノ惡風ヲ醸生スルニ至レリ

それに比べて、日本を取り巻く国際社会の状況はどうであろうか。いまや外国諸国はそろって八弱肉強食主義を採り、たとえ万国公法は存在しても、それは「彼ノ汚醜ヲ蔽フノ外套ニ異ナラザル」ものでしかない。従って、文弱の日本がこうした外国と一旦事有るに及べば、「連戦連敗此ノ愛ス可キ邦家ヲ擧ケテ之ヲ碧眼奴紅髻士ノ掌中ニ帰セサルヲ得ズ」といった悲劇に立ち至るであろう。たとえ、今日の世界が文明の域に達したことを認めるとしても、欧米諸国の現状を見るかぎり、それはもはや八条理や八道德、八仁義などといった甘い論議は、笑止の沙汰に過ぎない。

このように、明治一四年時の日本と世界の状況を位置付けた後で、筆者は以下のような激しい口調で、その日の社説を結んだ。

我武以テ彼力武ヲ壓スルニ足レハ國權モ張ルベク稅權復スベシ法權モ取ルヘキナリ由是觀之國權ヲ保有セント欲セハ今ヨリ修文ノ弊ヲ一洗シテ武力ノ養成ヲ急ニセサル可ラス

社説のどの行間からも響いてくるものは、国際社会の激しい緊張と対立の構図であり、もはやあと少してそれに呑み込まれようとする日本の危機的な運命である。それを克服して日本が国そのものを維持するためにも、まずは軍事力の強化が優先されるべきであり、文すなわち理性の発現や完成を目的とした考えは、いまや何ほどの価値も持たず、むしろ日本国民にとって無用の思想だと、この社説では論じられた。

「田舎新聞」から「田舎新報」へと変貌する中で、こうしたむき出しの武力絶対論あるいは軍事優先論が本格的に登場したのは、恐らくこの「兵力養成ノ急務」なる社説が最初である。それと同時に、△国権▽そのものの用語が読者の眼に大きく印象づけられた記事もこの記事が初めてであったと評価しても、過言ではない。日本における自由民権運動が、欧米自由思想の採用とその普及にあった点は前述した。しかし、その一〇年以上に及ぶ運動の中で、民権思想の展開と同時に、もはや国権論としか名付けようがない、一見異質の流れがあったことは認めざるを得ない。それを理解するには、次のような分析が適當であらう。

一方には典型的な啓蒙的個人主義、つまり、すべての人間は生まれながらにして自由平等であり、国家は個人の幸福のためにあるという天賦人權論と、他方には人民の力を結集して、日本の国権を対外的に拡張するという国権拡張論とが、相互に無媒介のまま、かれらのイデオロギーのなかに並列させられており、この両要素がどういう関連に立つかということが、十分に突き止めて考えられていなかった。

（丸山真男「自由民権運動史」）

もとより、日本における自由民権運動が有したこのような「思想的な基礎の脆弱性」（同右）の存在は、国権主義的な見方の混入のみではない。すべての人間の自由平等を願うのであれば、当然適用されるはずの女性の権利についても、後年の植木枝

盛ら一部の民権家を除いては、その運動目的について掲げられることはなかった。さらには、広く一般人民の政治参加を詠った当初の運動スタイルも、一四年以降の、政党が組織される時期に入ると、いつしか管理や組織原理が優先されるようになり、次第に運動が官僚化していった経緯は、民権史には明らかに見てとれる。しかし、日本における自由民権運動の限界を考えるならば、そのような指摘以上に、国権論の存在こそは、やはり最も問題であろう。それというのも、日本のその後の歴史の歩みにおいて、△国権▽や△国益▽あるいは△国威▽のみが絶対視される時代の到来は、もはやすぐ後に控えていたからである。九州における一地方紙として、しかもそのスタンスを民権思想の展開に置いて出発した「田舎新聞」も、一四年「田舎新報」と名称を替えたこの時期には、こうした国権拡張の考えを社の一つの姿勢と位置付け始めたのは明らかであった。

翌明治一五年二月一日さらに二月四日と、二回にわたって「兵制論」と題された、注目すべき社説が掲載される。冒頭、「我日本帝國」の目的は「東瀛ヲ亜細亞洲裡ニ稱シ西衡ヲ歐洲ト争ハシム」ことであると告げ、それについては決して不可能ではないと分析を進める。人口、貧富、土地の豊饒、気候の温和、人情風俗の淳美はもとより、物産工業の発展も欧州諸強国には決して劣らない。それに、「人智ノ進否」という点でも、「我ノ開明ハ日未タ浅シト雖モ其人智ノ上進ハ往々赤髯奴才喫驚」するほどである。ではなぜ今、日本が他の外国諸国と対等以上に立てないのであろうか。その原因は次のものではないと社説筆者は言う。

彼レ常ニ傲然トシテ我常ニ一步ヲ彼レニ譲ラザルヲ得ザルモノハ何ノ故ゾ反省一思スレバ即チ我兵力微弱ノ一點ニ存スルヲ發見スヘキナリ

我が国における現在の「兵力微弱ノ一點」こそ、国権拡張のなによりのポイントである。そう断言した後、社説は具体的な軍備論に入り、「海軍ト云ヒ陸軍ト云ヒ共ニ其擴張ヲ謀ラザル可ラス」といえども「先ツ海軍擴張ノ事」を論じるとして、軍

艦建造をはじめ海軍裝備を充実させることの急務を説いた。そして最後に、一段とホルテージの上がった次のような文章で、この軍備拡大論をしめくくる。

嗟乎我帝国ハ人口ナリ富貴ナリ人智ナリ工業ナリ物産ナリ彼ノ歐洲諸國ト比シテ其及ハザルヲ患ヘザルナリ然リ而シテ毎ニ彼ノ侮慢ヲ蒙リ彼ノ下風ニ立タザルヲ得ザル所以ノモノハ無力微弱ノ一點ニアルナリ苟モ我國ノ兵力ニシテ擴張センカ獨立帝國ノ面目ヲ全フシ東霸ヲ亜細亞洲裡ニ稱シ西衝ヲ歐洲諸國ト争フモ亦大難事ニアラザルナリ

(明一五年二月四日)

つい数ヶ月前に掲げられた、田舎新報創刊の趣意は、「殖産ヲ奨励シ工業ヲ誘導スル」ことであり、國家獨立の成否はすべてそれにかかっていると宣言された。こうしたスタンスが、それまでの田舎新聞の政治姿勢とは格段の変化であった点は前述したとおりである。それがこの「兵制論」においては、多くの國家目的はすべて達成されたものであり、「工業ナリ物産ナリ」は「歐洲諸國ト比シテ其及ハザルヲ患ヘザル」ものであり、もはや問題は軍事力の一点でしかないと、あからさまに断定された。このような見解を見るかぎり、ハ政治的Vであることの警戒心から再出発したはずの田舎新報は、この時点では逆に、最も政治的な位置に立ったとしか言い様があるまい。

さらに明治一五年三月一日、同四日に掲載された社説、「國權擴張スヘキ論」も、その國權主義的な内容においてまた注目すべきである。そこではまず、かつての武士道が「一種愛スヘキノ氣風」であったと称えられ、それに比べて現今の士族は「唯衣食ヲ求ムルニ汲々」だと嘆かれる。そのように士族をはじめとした多くの日本國民が、ハ卑屈Vとハ軟弱Vに陥っているばかりでは、「英佛魯皆ナ虎狼飽クナキノ要求ヲ抱キ日夜爪牙ヲ磨礪シ以テ吞噬ヲ逞フセン」とする危機的なこの時期にあつて、日本の運命は一体どうなるものかと論議が進められる。一日の紙面において、長々と引用されたのは、次のような福沢論

吉の文章である。

抑モ外国ノ交際ハ相互ニ權利ヲ主張スルモノニシテ情ヲ以テ相接スルニ非ス何トナレハ國ト國トノ關係ハ同等相對スル者ナレハナリ元來人間社會ニ於テ情交ナルモノハ唯大小弱強不等ノ關係ニ在テ存シ苟モ同等ノ間ニ於テ之ヲ表スルモノハ甚ダ稀ナリ（「時事小言」）

目下の日本を取り巻く國際社会は、弱肉強食の世界であり、手をこまねくだけでは日本という国家の存在すら危ない。このような強い危機意識が國權論の最も基本の認識であるとすれば、この福沢の言はその点を明確に述べたものである。さらにそれより派生した結論が、引用の最後の部分で述べられる。

外國交際ノ大本ハ腕力ニ在リト決定ス可キナリ往古ハ此腕力ナルモノ眞實ニ人ノ腕ヲ用ヒシコトナレドモ人智開明ノ今日ニ在テハ腕ニ代ルニ器械ヲ以テシ腕ヲ以テ器械ヲ使用シ此器械ヲ以テ人ヲ殺ス丁ヲ發明シタリ即チ軍艦銃砲是ナリト

外交の最も基本がそれぞれの國家の軍事力の優劣に左右されるとすれば、まず軍備費の拡大こそ必要である。社説の筆者も、この当然の論旨の流れから、「明治一三年ノ豫算ニ因レハ海陸合シテ一千一百圓ノミ」であるが、これではいまの海陸軍を「盛大ナラシムル」にはとうてい不足するものと嘆いた。が、それと同時にこの田舎新報の社説が、この時強調したのは、日本国民一人一人がより強烈な國家意識を抱くことの必要性である。文弱に流れるいまの日本社会では、「徴兵ノ事アルヤ都鄙ヲ問ハス貴賤ヲ論セス其年齢ニ當ルモノハ百万方畏避シテ之ヲ逃レン」とする姿が見られ、遂には「天下ノ父母ヲシテ男ヲ生ント兵士トスルヲ憂苦」する状況である。これでは「一旦外國ト開戦シテ獨立ノ雌雄ヲ決スル」時が来たなら、一体日本の運

命はどうなることであろう。なぜなら、「今日外交ノ有様ヲ視レハ徹頭徹尾戦争ハナキモノト思フ可ラス」といえるからであり、そう考えれば、「戦争決シテ恐ルルニ足ラス奮テ彼レカ鋒先ニ當ル」覚悟こそが、日本国民として最も要求される精神的な心構えであると筆者は結論づけた。

具体的には軍事費のこれまで以上の拡大、また内面的にはかつての封建期と同様のハ尚武の志をというのが、創刊時までもなくからの田舎新報の論調である。発刊の紙面にあつて、あれほど詠われたはずのハ殖産工業への強い関心は、社説に見るかぎり、積極的な展開を讀者はついに目に留める機会はなかつた。政治より経済、政治的なニュースよりも経済の記事をという当初の姿勢は、むしろ逆方向に変化して、前述の国権論の主張にとこの田舎新報は進んでいった。先の丸山真男氏の分析を採用するとすれば、こうした変化は、それこそ日本における自由民権運動が本質的に有していた弱点であり、田舎新報ひとつに認められるものではない。自由党や改進黨の機関紙となつた全国的な新聞をはじめ、その他多くの有力新聞が、対外強硬論や武力進政論で紙面を埋める時期は、すでもう始まつていたといえよう。

明治一五年一月七日、前年の日本の政治状況を回顧して、田舎新報は印象的な社説を掲載する。「郵便報知」や「東京日日」等のともすれば歪んだ政治的姿勢を取り上げた後、筆者は次のようにボルテージを上げた。

本社一度ビ其目的ヲ殖産工業ニ轉ジタリト雖モ在京ノ記者如是ク豹變シ鋒ヲ逆ニシテ吾人自由ノ境界ヲ侵撃セントナレバ
余輩ハ直ニ席ヲ破テ旗ニ代ヘ鋤ヲ荷テ戈ト爲スモ進デ一戦ヲ試ミン(後略)

ハ自由の境界、ハ民権社會といった語が、わずかに記されたとしても、それはもう社説の中心テーマとはなりえない。新聞としての存在や使命にしても、それは前提としての国家あつてのものである。田舎新報が以後このような国権主義に明ら

かに傾斜していく以上、その日の社説は読者へのある種の弁解の印象を与えるものであり、たとえ八一戦Vを試みる機会がその先田舎新報にあったとしても、それはもはや一般国民の権利・自由の保全のためではない点は明らかであった。この同じ一月、八天皇の軍隊Vを初めて明記した軍人勅諭が下され、同時に不敬罪、大逆罪、官吏侮辱罪といった国家最優先を詠った刑法が施行された事実と考え合わせれば、こうした田舎新報の姿勢も、自由民権思想の大きな理想からはすでに逸脱した道に向かい始めたといえよう。